

10月から保険税(料)の特別徴収が始まります

7月10日に送付した「国民健康保険税納税通知書」「介護保険料納入通知書」「後期高齢者医療保険料納入通知書」の「特別徴収(円)」欄の10月、12月、2月に金額が印字されている人は、10月からの納付方法が普通徴収(納付書や口座振替)から特別徴収(年金からの天引き)に変更となりますので、ご確認ください。

例)後期高齢者医療保険料納入通知書の場合

平成25年 7月10日

後期高齢者医療保険料納入通知書

平成25年度 分の後期高齢者医療保険料徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名			
被保険者番号			
生年月日		性別	



新潟県村上市長
大滝 平正

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の場合の納期限
4月	0			
5月				
6月	0			
7月		4期	5,800	平成25年 7月31日
8月	0	5期	5,800	平成25年 9月 2日
9月		6期	5,800	平成25年 9月30日
10月	6,100	7期	0	平成25年10月31日
11月		8期	0	平成25年12月 2日
12月	5,900	9期		
1月		10期		
2月	5,900	11期		
3月		12期		
計	17,900	計		

例

「国民健康保険税納税通知書」「介護保険料納入通知書」「後期高齢者医療保険料納入通知書」の『特別徴収(円)』欄に10月以降、金額が印字されている人は、10月から特別徴収となります。

※金額などは、お手元の通知書でご確認ください

※保険料(税)の納め方が変更となった人は、送付してある変更通知書でご確認ください

●問い合わせ 税務課保険税係 ☎53-2111(内線223、224)

国民健康保険からのお知らせ

子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

市では、本年度も子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。助成を受けるには申請が必要です。



■対象者

- 次の条件すべてに当てはまる人
- ①予防接種日の時点で村上市国民健康保険に加入している。
 - ②他のインフルエンザ予防接種に関する助成を受けていない。
 - ③今年の4月1日の時点で1歳以上15歳未満である。

■助成額 2,000円以内

■助成回数 1人1回

■申請方法

予防接種を受けた後に次の書類などを持参して、保健医療課または各支所地域福祉課の担当窓口で申請してください。

〈持参するもの〉

- ・医療機関が発行するインフルエンザ予防接種済証と領収書
- ・国民健康被保険者証
- ・振込先口座がわかるもの
- ・印かん

■申請期限 平成26年3月31日(月)

●問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111(内線252~254)または各支所地域福祉課